ＬＥＣ社会保険労務士講座／テキスト・レジュメ訂正情報

パーフェクトテキスト〈2023年版〉

（2023 年合格目標　スタートダッシュ編　講義使用教材）

（2022/06/13 現在）

2023 年合格目標　スタートダッシュ編の講義使用教材である「2022 年版パーフェクトテキスト」におきまして下記の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※2022 年版パーフェクトテキストでは、2022 年 4 月 15 日までの改正内容につき補正対応いたします。
2022 年 4 月 16 日以降の改正内容につきましては、2023 年合格目標　合格コースの教材でご確認ください。
※科目名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。2023 年版パーフェクトテキストでは裏表紙のバーコード下に記載があります。

・ 2022/06/13 更新分… ｐ．1～20

【2022/06/13 更新分】

労働者災害補償保険法(RU22032)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正後	訂正後
改正	P25 〔４〕脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く）の認定基準について（平 13.12.12 基発 1063 号ほか） タイトル	〔４〕脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く）の認定基準について（平 13.12.12 基発 1063 号ほか）抜粋	〔４〕血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準（令 3.9.14 基発 0914 第 1 号ほか）抜粋
改正	P89 〔２〕介護保障給付の額（法 19 条の 2、則 18 条の 3 の 4） ②	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）	

②その月における介護に要する費用の支出に関して、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する場合であって、**親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日がある**とき（**支給すべき事由が生じた月**を除く）令２択

(a)介護に要する費用として支出された費用の額が 75,290 円（随時介護の場合 37,600 円）に満たない場合

(b)**介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない**場合

➜ 75,290 円（随時介護の場合 37,600 円）

	常時介護	随時介護
最低保障額	75,290 円	37,600 円

無断複製・頒布を禁じます

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P90 ページ上部のPoint ２つ目の「・」 1行目・2行目	…、73,090 円（随時介護の場合 36,500 円）の**最低保障はない**。	…、75,290 円（随時介護の場合 37,600 円）の**最低保障はない**。
改正	P90 【介護保障給付の額】 図	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）	

【介護補償給付の額】

５月 15 日から９月 10 日まで常時介護の場合

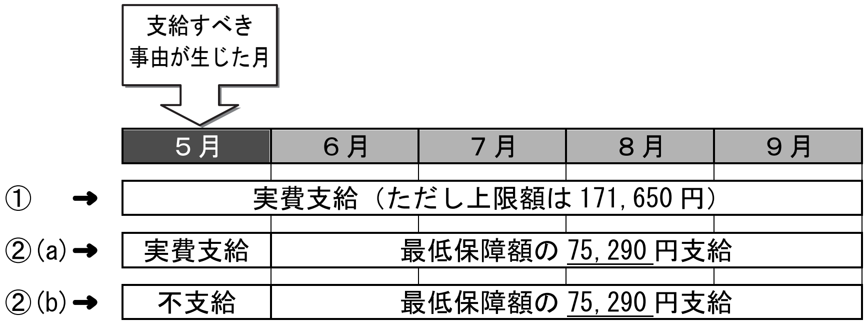

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P110 Point 複数業務要因災害(法7条1項2号、則5条ほか) 1つ目の「・」 2行目	・・・とする**負傷**、**疾病**、傷害又は**死亡**をいう。	・・・とする**負傷**、**疾病**、障害又は**死亡**をいう。
改正	P138 **■８　保険給付に関する届出・報告（法12条の7）** （※1）	下記に差し替え（下線部が訂正部分）	

（※1）所轄労働基準監督署長があらかじめ定期報告の必要がないと認めて通知したとき又は厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により当該報告書と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき若しくは番号利用法（マイナンバー法）の規定により当該報告書と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、**上記表③の定期報告書の提出は不要**である。

	訂正箇所	訂正内容
改正	P142 参考	下記に差し替え（下線部が訂正部分）

参考

・労働者が次のいずれかに該当する場合には、休業補償給付等は行われない（則 12 条の 4、則 18 条の 6 の 2）。

①懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合若しくは留置施設に留置されて懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行を受けている場合

②労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合

③監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合

④少年法 24 条（保護処分の決定）の規定による保護処分として少年院又は児童自立支援施設に送致され、収容されている場合

⑤少年法 64 条（保護処分についての特例）の規定により、保護処分として特定少年（18 歳以上 20 歳未満の者をいう。以下同じ）が少年院に送致され、収容されている場合

⑥少年法 66 条（保護観察中の者に対する収容決定）の規定による決定により、特定少年が少年院に収容されている場合

⑦売春防止法 17 条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合

	訂正箇所	訂正内容
訂正	P170 **■６　保険給付と特別支給金の相違点** **【保険給付と特別支給金の相違点】**表	下表に差し替え（※下線部が訂正部分）

【保険給付と特別支給金の相違点】

項目	保険給付	特別支給金
①譲渡・担保・差押え 令元択	禁止	できる
②不正受給者からの費用徴収	あり	なし
③事業主からの費用徴収		
④社会保険との併給による減額調整 平22択 令２択		
⑤第三者行為災害による求償・控除 平18択 令２択		
⑥民事損害賠償との調整 平14択		

	訂正箇所	訂正内容
改正	P183 前ページから続く Point **一人親方その他自営業の者（則 46 条の 17）** １つ目の「・」の（i）の直下	（i）の次に下記（j）を追加

(j)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づくあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が行う事業

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P183 前ページから続く Point **一人親方その他自営業の者（則 46 条の 17）** 2 つ目の「・」 1 行目	・「**その事業に従事する者**」とは、労働者以外の者で(a)～(i)の一人親方その他の自営業者が行う事業に常態として従事する者（家族従事者等）をいう。	・「**その事業に従事する者**」とは、労働者以外の者で(a)～(j)の一人親方その他の自営業者が行う事業に常態として従事する者（家族従事者等）をいう。

雇用保険法(RU22032)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P61 **〔５〕特定理由離職者に係る受給期間及び所定給付日数（法附則4条、則附則18条）** 本文４行目	…、基準日が平成21年３月31日から**令和４年３月31日**までの間にあるものに係る基本手当の支給については、…	…、基準日が平成21年３月31日から**令和７年３月31日**までの間にあるものに係る基本手当の支給については、…
改正	P64 過去問＆例題 ２つ目の過去問 問題文１行目	□　基準日が平成21年３月31日から令和４年３月31日までの間にある場合、…	□　基準日が平成21年３月31日から令和７年３月31日までの間にある場合、…
改正	P73 **〔５〕地域延長給付（法附則5条）** **①地域延長給付の要件** 本文１行目	受給資格に係る**離職の日**が**令和４年３月31日以前**である**特定理由離職者**（厚生労働省令で定める者に限る）又は**特定受給資格者**であって、…	受給資格に係る**離職の日**が**令和７年３月31日以前**である**特定理由離職者**（厚生労働省令で定める者に限る）又は**特定受給資格者**であって、…
改正	P129 **■１　教育訓練給付の種類** 本文４行目	また、令和４年３月31日までの時限的な給付として、…	また、令和７年３月31日までの時限的な給付として、…
改正	P142 **〔１〕支給要件（法附則11条の2第1項、則附則25条ほか）** 本文２行目	…、**令和４年３月31日以前**に**専門実践教育訓練**を**開始**した者が、…	…、**令和７年３月31日以前**に**専門実践教育訓練**を**開始**した者が、…

	訂正箇所	訂正内容
改正	P185 前ページから続く ■２　能力開発事業（法 63 条） ⑥～⑧	下記に差し替え（下線部が訂正部分） （⑤の後に新たな⑥を加え、以降の番号を振り直す）

⑥職業能力開発促進法の規定によりキャリアコンサルティングの機会を確保する事業主に対して必要な援助を行うこと及び労働者に対してキャリアコンサルティングの機会の確保を行うこと

⑦**技能検定**の実施に要する経費を負担すること、技能検定を行う法人その他の団体に対して、技能検定を促進するために必要な助成を行うこと及び技能検定を促進するために必要な助成を行う**都道府県**に対して、これに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと 平23択

例**都道府県職業能力開発協会費補助金**の支給

⑧同意地域高年齢者就業機会確保計画に係る高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する国が実施する高年齢者の雇用に資する事業のうち労働者の能力の開発及び向上に係るものを行うこと

⑨前記①から⑧までに掲げるもののほか、**労働者の能力の開発及び向上**のために必要な事業であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと

例**職業能力開発推進者講習**の実施

	訂正箇所	訂正内容
改正	P189 【給付費に対する国庫負担】 表	下記の表に差し替え

【給付費に対する国庫負担】

<table>
<tr><th colspan="2">給付の種類</th><th colspan="2">国庫負担の割合</th></tr>
<tr><td rowspan="6">求職者給付 平15択
（高年齢求職者給付金を除く）</td><td rowspan="2">日雇労働求職者給付金以外の求職者給付</td><td>※１の場合</td><td>１／４</td></tr>
<tr><td>※１以外の場合</td><td>１／40</td></tr>
<tr><td rowspan="2">日雇労働求職者給付金</td><td>※１の場合</td><td>１／３</td></tr>
<tr><td>※１以外の場合</td><td>１／30</td></tr>
<tr><td rowspan="2">広域延長給付 平28選</td><td>※１の場合</td><td>１／３</td></tr>
<tr><td>※１以外の場合</td><td>１／30</td></tr>
<tr><td colspan="2">介護休業給付金 平15択 平28択</td><td colspan="2">１／８</td></tr>
<tr><td colspan="2">育児休業給付</td><td colspan="2">１／８</td></tr>
<tr><td colspan="2">職業訓練受講給付金 平24択</td><td colspan="2">１／２</td></tr>
</table>

※１　毎会計年度の前々会計年度における労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況及び求職者給付の支給を受けた受給資格者の数が、当該会計年度における求職者給付の支給に支障が生じるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する場合をいう。

参考　政令で定める基準（令15条1項）

・国庫負担割合が増加する「求職者給付の支給に支障が生じるおそれがあるものとして政令で定める基準（前記の※１）」は当該会計年度の前々会計年度において、原則として、次の①及び②のいずれにも該当することとされている。

①徴収保険料額及び国庫負担額の合算額と失業等給付額等との差額を当該会計年度の前々会計年度末における積立金に加減した額が、失業等給付額等に相当する額未満であること

②各月の基本手当の支給を受けた受給資格者の数を平均した数が、70万人以上であること。

	訂正箇所	訂正内容
改正	P189 ページ下部の ３つの Point	下記に差し替え

Point 国庫負担に関する暫定措置（法附則 14 条）

・**職業訓練受講給付金に係る国庫の負担額**については、**当分の間**、国庫が負担すべきこととされている額の **100 分の 55 に相当する額**とされている。

・**令和４年度から令和６年度**までの各年度における**介護休業給付金及び育児休業給付に要する費用に係る国庫の負担額については、**国庫が負担することとされた額の **100 分の 10 に相当する額**を負担することとされている。

Point 国庫負担が行われないもの

・**高年齢求職者給付金、就職促進給付、教育訓練給付、高年齢雇用継続基本給付金**並びに**高年齢再就職給付金**については、**国庫負担は行われない。** 平22択 平29択

労働保険の保険料の徴収等に関する法律(RU22034)

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">訂正箇所</th><th colspan="2">訂正内容</th></tr>
<tr><th>訂正前</th><th>訂正後</th></tr>
<tr><td>改正</td><td>P42
■４　雇用保険率（法12条4項ほか）
本文２行目</td><td>…、令和３年４月１日から１年間については、…</td><td>…、令和４年４月１日から１年間については、…</td></tr>
<tr><td>改正</td><td>P42
【雇用保険率】
表</td><td colspan="2">下記の表に差し替え</td></tr>
</table>

【雇用保険率】

<table>
<tr><th colspan="4">令和４年４月１日から令和４年９月30日までの間（前期）</th></tr>
<tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">雇用保険率</th></tr>
<tr><th></th><th>事業主負担分
（うち二事業に係る率）</th><th>被保険者負担分</th></tr>
<tr><td>一般の事業</td><td>1,000分の9.5</td><td>1,000分の6.5
（1,000分の3.5）</td><td>1,000分の3</td></tr>
<tr><td>農林水産業
清酒製造業　等</td><td>1,000分の11.5</td><td>1,000分の7.5
（1,000分の3.5）</td><td>1,000分の4</td></tr>
<tr><td>建設の事業</td><td>1,000分の12.5</td><td>1,000分の8.5
（1,000分の4.5）</td><td>1,000分の4</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="4">令和４年10月１日から令和５年３月31日までの間（後期）</th></tr>
<tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">雇用保険率</th></tr>
<tr><th></th><th>事業主負担分
（うち二事業に係る率）</th><th>被保険者負担分</th></tr>
<tr><td>一般の事業</td><td>1,000分の13.5</td><td>1,000分の8.5
（1,000分の3.5）</td><td>1,000分の5</td></tr>
<tr><td>農林水産業
清酒製造業　等</td><td>1,000分の15.5</td><td>1,000分の9.5
（1,000分の3.5）</td><td>1,000分の6</td></tr>
<tr><td>建設の事業</td><td>1,000分の16.5</td><td>1,000分の10.5
（1,000分の4.5）</td><td>1,000分の6</td></tr>
</table>

	訂正箇所	訂正内容
改正	P42 Point	下記に差し替え（下線部が訂正部分）

Point

・農林水産の事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する次の①～④の事業については、**雇用保険率を一般の事業と同様に令和４年４月１日から令和４年９月 30 日までの間（前期）については、1,000 分の 9.5、令和４年 10 月１日から令和５年３月 31 日までの間（後期）については、1,000 分の 13.5** とされる（昭 50.3.24 労告 12 号ほか）。令元択

①牛馬育成、酪農、養鶏又は養豚の事業
②園芸サービスの事業
③内水面養殖の事業
④船員法 1 条に規定する船員が雇用される事業

労務管理その他の労働に関する一般常識(RU22035)

	訂正箇所	訂正内容
改正	P173 前ページから続く Point **事業主の措置** ④（a）	下記に差し替え（下線部が訂正部分）

④労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上の促進（法 10 条の 3、法 10 条の 4）

(a) 労働者が**自ら**職業能力の開発及び向上に関する**目標を定める**ことを容易にするために、**業務の遂行に必要な技能**及びこれに関する**知識の内容及び程度**その他の事項に関し、**情報**を提供すること、職業能力の開発及び向上の促進に係る各段階において、並びに労働者の求めに応じて**キャリアコンサルティングの機会**を確保することその他の**援助**を行うこと。

健康保険法(RU22036)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P88 参考 上から７つ目の「・」 １行目	・**厚生労働大臣**に前記⑫の**新規適用届を提出する協会管掌健康保険**の適用事業所の事業主が、・・・	・**厚生労働大臣**に前記⑬の**新規適用届を提出する協会管掌健康保険**の適用事業所の事業主が、・・・
訂正	P88 参考 上から８つ目の「・」 １行目	・**厚生労働大臣**に前記⑬の**適用事業所全喪届を提**出する**協会管掌健康保険**の適用事業所の事業主が、・・・	・**厚生労働大臣**に前記⑭の**適用事業所全喪届を提**出する**協会管掌健康保険**の適用事業所の事業主が、・・・

国民年金法(RU22037)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P115 参考 障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合（則 33 条の 2 の 2） ①	①両眼の視力の和が 0.04 以下のもの	①両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの
訂正	P135 〔１〕支給要件（法 49 条） 本文　１行目	**寡婦年金**は、次の①～⑥を満たしたときに、・・・	**寡婦年金**は、次の①～⑤を満たしたときに、・・・
改正	P149 参考 令和３年度の改定率	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）	

参考 令和４年度の改定率

・**令和４年度の改定率の改定**については、令和３年の物価変動率がマイナス 0.2%の 0.998、令和３年度に算出された名目手取り賃金変動率がマイナス 0.4%の 0.996 となったため、**名目手取り賃金変動率**を**基準**として**改定**され、0.996 とされた。

令和４年度の改定率（0.996）＝令和３年度の改定率 1.000×令和３年度の名目手取り賃金変動率（0.996）

	訂正箇所	訂正内容
改正	P150 ２つ目の（参考）**令和３年度の基準年度以後改定率**	下記に差し替え（下線部が訂正部分）

（参考）**令和４年度の基準年度以後改定率**

・**令和４年度の基準年度以後改定率の改定**については、令和３年の物価変動率がマイナス 0.2％の 0.998、令和３年度に算出された名目手取り賃金変動率がマイナス 0.4％の 0.996 となったため、**名目手取り賃金変動率**を**基準**として**改定**され、0.996 とされた。

令和４年度の基準年度以後改定率（0.996）

＝令和３年度の基準年度以後改定率 1.000×令和３年度の名目手取り賃金変動率（0.996）

	訂正箇所	訂正内容
改正	P155 （参考）**特別調整率（法 27 条の 4 第 3 項）** ３つ目の「・」	下記に差し替え（下線部が訂正部分）

・令和４年度の特別調整率（令和４年度以後に繰り越し調整するための率）は、下記のとおり、0.997 とされた。

令和４年度特別調整率（0.997）＝令和３年度特別調整率（0.999）×特別調整率の改定基準（0.998）※

※特別調整率の改定基準は、名目手取り賃金変動率が１を下回ったため、調整率（公的年金被保険者総数の変動率 1.001×0.997＝0.998）とされた。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P156 参考 １行目	・**新規裁定者**に係る令和３年度における**改定率**の改定については、…	・**新規裁定者**に係る令和４年度における**改定率**の改定については、…
改正	P158 １つ目の参考 １行目	・**既裁定者**に係る令和３年度における**基準年度以後改定率**の改定については、…	・**既裁定者**に係る令和４年度における**基準年度以後改定率**の改定については、…
改正	P158 ２つ目の参考 **令和３年度の改定率･基準年度以後改定率について**	下記に差し替え（下線部が訂正部分）	

参考　**令和４年度の改定率・基準年度以後改定率について**

・令和３年の全国消費者物価指数の対前年変動率がマイナス 0.2%、令和３年度に算出された名目手取り賃金変動率がマイナス 0.4%となったため、令和４年度については、**改定率**及び**基準年度以後改定率**はともに**名目手取り賃金変動率を基準**として改定され、0.996 となった。

※令和４年度の改定率（0.996）＝令和３年度の改定率（1.000）×令和３年度の名目手取り賃金変動率（0.996）

※令和４年度の基準年度以後改定率（0.996）＝令和３年度の基準年度以後改定率（1.000）×令和３年度の名目手取り賃金変動率（0.996）

厚生年金保険法(RU22038)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P68 参考 **事業所の適用情報等の公表(則129条)** 本文　1行目及び2行目	・厚生労働大臣は、前記表①の新規適用届を提出した事業主並びに任意適用事業所の認可を受けた事業主の事業所に係る一定の事項（特定適用事業所であるか否かの別など）及び前記②の適用事業所全喪届を提出した…	・厚生労働大臣は、前表（p.66**【事業主の行う届出と提出期限】**）の新規適用届を提出した事業主並びに任意適用事業所の認可を受けた事業主の事業所に係る一定の事項（特定適用事業所であるか否かの別など）及び同表の適用事業所全喪届を提出した…
改正	P123 **【60歳代前半の在職老齢年金のイメージ】** 表	下記に差し替え（下線部が訂正部分）	

【60歳台前半の在職老齢年金のイメージ】

調整額＝支給停止調整額（令和4年度は47万円）

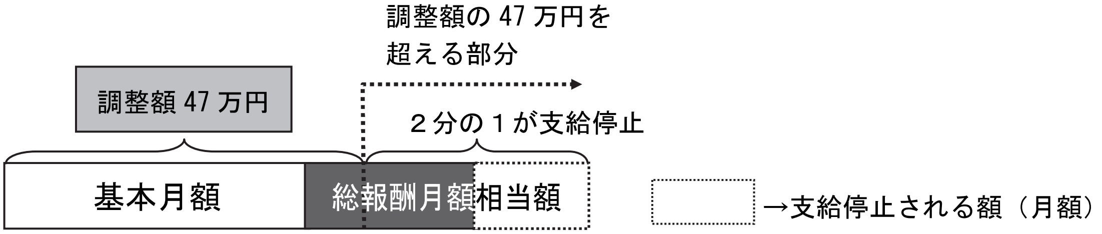

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P123 Point　**支給停止調整額**	・令和３年度における**支給停止調整額**は「**47万円**」とされている。	・令和４年度における**支給停止調整額**は「**47万円**」とされている。
改正	P148 Point　**支給停止調整額**	・令和３年度における**支給停止調整額**は「**47万円**」とされている。	・令和４年度における**支給停止調整額**は「**47万円**」とされている。
訂正	P158 参考 １行目	・老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であって政令で定めるものについては、…	・障害を支給事由とする給付であって政令で定めるものについては、…

社会保険に関する一般常識(RU22039)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P34 Point １つ目の「・」	**・基礎賦課額**は、**63 万円**を超えることができない（令 29 条の 7 第 2 項 9 号）。	**・基礎賦課額**は、**65 万円**を超えることができない（令 29 条の 7 第 2 項 9 号）。
改正	P34 Point 2 つ目の「・」	**・後期高齢者支援金等賦課額**は、**19 万円**を超えることができない（令 29 条の 7 第 3 項 8 号）。	**・後期高齢者支援金等賦課額**は、**20 万円**を超えることができない（令 29 条の 7 第 3 項 8 号）。
改正	P70 Point　賦課限度額（令 18 条 1 項 6 号） 本文　１行目	・賦課限度額は **64 万円**を超えることができない。	・賦課限度額は **66 万円**を超えることができない。

以上